

令和元年第16回教育委員会定例会

開会年月日 令和元年8月23日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 新 井 良 保
同 委 員 坂 口 節 子
同 委 員 高 柳 誠
同 委 員 伊 神 泉

議 題

1 議案

- (1) 議案第27号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について
- (2) 議案第28号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (3) 議案第29号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (4) 議案第30号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (5) 議案第31号 「練馬区立幼稚園条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて

〔継続審議〕

- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情
- (13) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和元年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

- (1) 教育長報告
- ① 幼児教育・保育の無償化について
 - ② 令和元年第三回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について
 - ③ 区立保育園の運営業務委託について
 - ④ 令和元年度練馬子ども議会の開催結果について
 - ⑤ その他
 - i 令和2年度（2020年度）入学 練馬区立中学学校案内の配布について
 - ii 令和元年度練馬区立中学校生徒海外派遣の帰着について
 - iii 練馬区放課後児童等の広場（民間学童保育）運営事業者の募集について
 - iv 第38回練馬児童劇団発表会の開催について
 - v その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時29分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
こども家庭部長	小 暮 文 夫
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	吹 野 浩 一
同 学務課長	清 水 輝 一
同 学校施設課長	竹 内 康 雄
同 保健給食課長	小 林 敏 行
同 教育指導課長	谷 口 雄 磨
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生

同	光が丘図書館長	清	水	優	子
	こども家庭部子育て支援課長	山	根	由	美子
同	こども施策企画課長	太	田	喜	子
同	保育課長	宮	原	正	量
同	保育計画調整課長	大	窪	達	也
同	青少年課長	石	原	清	年
同	練馬子ども家庭支援センター所長	武	熊	雅	郎

教育長

ただいまから、令和元年第16回教育委員会定例会を開催する。

それでは、案件に沿って進める。

本日の案件は、議案が5件、陳情13件、協議2件、教育長報告5件である。

- (1) 議案第27号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について
- (2) 議案第28号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (3) 議案第29号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (4) 議案第30号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (5) 議案第31号 「練馬区立幼稚園条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

教育長

初めに議案である。議案第27号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について。それでは、この議案について、説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

これは練馬区だけの問題ではなく、全国的な問題にもなっている職員の制度の話である。背景としては、同一労働同一賃金ということで、非常勤の方々の賃金体系を改善するというのが根底にあった話で、国の施策である。練馬区も例外ではなく、来年の4月から非常勤職員の制度が大きく変わるため、条例を制定もしくは一部改正をしなければならぬということで、区長から教育委員会に意見を求められている案件である。

何かご質問、ご意見はあるか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第27号については、承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第27号については、承認とする。

次の議案である。議案第28号「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について、および議案第29号「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について。これらの議案については、関連する内容と思われるため、あわせて説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

この2つの議案についても、会計年度任用職員の制度が新しく始まることに伴い、私どもが所管している条例の中で齟齬が生じるものについて改正を行うという内容である。何かご質問、ご意見はあるか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第28号および議案第29号について、承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第28号および議案第29号については、承認とする。

次の議案である。議案第30号「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について。それでは、この議案について説明をお願いする。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

東京都の条例が変わったので、それに合わせて改正するということであった。何かご質問、ご意見はあるか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、お諮りする。議案第30号については、承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第30号については、承認とする。

(5) 議案第31号 「練馬区立幼稚園条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

(1) 教育長報告

① 幼児教育・保育の無償化について

② 令和元年第3回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について

教育長

次の議案である。議案第31号「練馬区立幼稚園条例の一部を改正する条例」の制定依頼について。この議案は、幼児教育・保育の無償化に関連するものであり、本日の報告事項の①番および②番と密接に関連している。したがって、これら3件については、あわせて説明をさせていただき、質疑もあわせてお願いできたらと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、初めに報告の①番について、お願いする。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

次に、議案第31号について、お願いする。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

次に、報告の②番について、願います。

保育課長

資料に基づき説明

教育長

以上3件は、幼児教育・保育の無償化について関連する内容であるため、一括して説明をさせていただきました。10月からいよいよ無償化が始まる。教育委員会としては今年度最大の仕事だと思っているが、大変複雑な内容である。今お聞きいただければわかるように、国の制度があり、都の上乗せの制度もあり、区独自の制度もある。これは、ある意味では、区民の皆様、保護者の皆様に、いかに周知するかということにかかっていると思うぐらい複雑である。本日は、はじめに幼児教育・保育の無償化についての概要から説明させていただき、それに伴い、条例を改正しなければならないということで、2本の条例の改正についてのお話をさせていただきました。何かご質問、ご意見があれば、お寄せいただければと思う。いかがか。

高柳委員

2点、質問である。まず、副食費は補助が出るが、主食費は有料になるのかどうかというのが1点目。

それから、2点目、都事業の多子世帯負担軽減補助についてである。第2子は半額、第3子は無償ということであるが、これは2子、3子が3歳から5歳の場合は当然無償化になるので、それ以外の年齢という理解でよろしいか。

こども施策企画課長

1点目は、主食費に対する補助はどうなっているのかというご質問かと思う。主食費については、練馬区を含む特別区23区においては、現在も既に補助を行っている。今回、この無償化に伴い、国は副食費の制度を実費徴収に変えたところであるが、現状の主食費を補助しているところの整合も含めて、区はこれまでどおり、保護者から副食費を新たに負担してもらおうといった対応はとらない。主食と副食費セットで、区が負担するという対応をとらせてもらった。

2点目の多子世帯の負担軽減補助についてである。今、委員からお話があったように、3歳から5歳は全て無償となるため、ここでの児童の対象は0から2歳までとなる。

高柳委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。

坂口委員

幼児教育は負担ゼロに、という国の方針が決まって、いよいよそれがスタートする大事な時期になったのだなと説明を聞いていて思った。無償化ということは、子育て世帯にとって大きな朗報となるので、皆さんこの周知資料を一生懸命ご覧になると思う。ただ、全世帯の方がわかるように、制度を周知しなければいけない。保育料の0歳から2歳までの負担のこと、それから区の制度、都の制度のこと、25,700円までの利用料についてなどを理解しなければいけないわけであるが、そのこのところの周知が難しいと思った。対象の家族は、どうやったら自分の子供たちが、この無償化の制度をきちんと正しく利用できるか、多分一生懸命この周知資料をご覧になって、申請が漏れることはないとは思っている。ただ、非常に事務的にも複雑なので、事務局のほうは大変だろうし、調整がたくさんあるだろうと思う。

ほんとうにいい制度がスタートするので、大変だろうが、潤滑に進めていただきたいと思っている。よろしく願います。

こども施策企画課長

今、委員からお話があったように、区民の皆さんにとって、非常に理解が難しい制度だと区としても認識している。

こちらの周知資料は、まず制度全体の周知という形で作っている。ただ、実際利用する施設、例えば保育所と幼稚園、その中でも例えば認可と認可外など、そういった利用する施設が何かによっても、手続、制度の内容が異なる。また、既に利用されている方と、これから新たに利用される方というところでも、手続が異なるという状況である。今回、制度全体の概要についての周知資料を作っているが、これだけではなく、やはり施設ごとの細かな手続も含めた周知の資料が必要となっている。今回、関係所管が連携して、無償化にかかわる対応を進め、説明会など周知のほうも行っている。実は、5つの課が関係しており、合計70名の職員が区民対応を含め、この間検討を行ってきて、周知をようやく始めたという状況である。まだ10月まで時間はあるので、引き続き横の連携を図りながら、区民の皆さんが困惑しないように対応していきたいと考えている。

坂口委員

大変だと思うが、よろしく願います。

高柳委員

今いろいろお聞きし、また以前からお話を聞いたりして、ほんとうに少子化対策の大きな目玉の1つであり、利用者また保護者の方々にとって、大変ありがたい制度だと思っている。制度改革で事務局にも大きな負担があると思うが、子供のいる方にとっては、ほんとうにありがたい制度だと思うので、よろしく願います。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案について、ここでまとめたいと思う。議案第31号については、承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第31号については、承認とする。それでは、この幼児教育・保育の無償化についての案件は、終わらせていただく。

(12) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情

(13) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情

教育長

次に、陳情案件である。陳情の(12)令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情、および(13)令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情。これらの陳情については、本日新たに提出されたものである。事務局より願います。

事務局

それでは、新たに提出された陳情2件の要旨を順番に読み上げさせていただきます。

まず、令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情。

陳情代表者は記載のとおりである。

要旨。

1、大泉第二中学校について「練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備に関する有識者委員会」の、135号線・232号線を前提とした提言の〈現敷地を活用した校地の再形成案〉を区の取組方針として採用しないでください。

2、大泉第二中学校の教育環境を悪化させることなく、生徒たちに安全で落ち着いた教育環境を保証してください。

続いて、令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情。

陳情代表者は記載のとおりである。

要旨。

1、都市計画道路の補助135・232号線の整備計画により大泉南小学校の教育環境がどのような影響を受けるのかを明らかにし、保護者、教職員、地域住民の意見を聞く場を設けてください。

2、大泉南小学校の現在の教育環境を悪化させることなく、児童たちが安全で落ち着いた学校生活を送れるよう保証してください。

以上である。

教育長

この陳情2件は、いずれも補助135号線、232号線に関する陳情である。何かこの陳情について、資料要求等あれば伺う。何かあるか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、これらの陳情については、本日はここまでとして、次回以降へ継続したいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕

(5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕

教育長

次に継続審議中の陳情について、取り下げ願いが提出されているため、事務局よりお願いする。

事務局

陳情の取り下げ願いが提出されたので、ご報告する。

継続審査中の案件のうち、平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い、大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情、および平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書。以上2件について、陳情代表者から令和元年8月20日付で取り下げ願いが提出された。

取り下げの理由としては、新たに同趣旨の陳情である令和元年陳情第3号を提出するためというものである。

以上である。

教育長

これは、新しく陳情を出し替えたということで、以前提出した陳情の取り下げ願いが出されたものである。それでは、平成23年陳情第19号および平成25年陳情第8号の取り下げを承諾したいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、平成23年陳情第19号および平成25年陳情第8号については、取り下げとする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情
〔継続審議〕

教育長

その他、継続審議中の陳情9件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。協議（１）旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について。この協議案件については、本日資料が提出されているため、説明をお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

旭丘・小竹地区における新しい小中一貫教育校の設置については、これまでも何回も協議しているところであるが、今回、具体化に向けた推進委員会を地元で設けたいということで、今説明があった。

何かご質問、ご意見があれば、お出しいただきたい。いかがか。

伊神委員

この推進委員会の設置期間は、約２年間弱となる。委員のうち、学校長は２、３年いる方もいると思うが、保護者代表や学校評議員などは１年ごとにかわってしまうこともある。かわってしまった場合、引き継ぎ等あるとは思いますが、継続して内容の濃い話ができないのではないかと思う。その辺は、どうなっているのか。

教育施策課長

こちらの設置期間は１年半ということだが、これ以降についても、何らかの形で検討会議というのは続いていくと考えている。委嘱期間については、今のところは年度ごとに委嘱をすることを考えている。委員については、審議の継続性等を考えた上で、学校長については当然人事異動等でかわることもあるが、それ以外のメンバーについては、状況を見ながらご相談し、ご意見をうかがいながら、議論がきちんと継続できるように進めていきたいと考えている。

教育長

P T Aにその辺のところを配慮して推薦してくれるように、事前に相談しておくということかと思う。

伊神委員

わかった。

それから、一貫校という形では、大泉桜学園を参考にさせていただきたい。また、光が丘では一貫校ではないが、統廃合という形で新しい学校づくりをやってきたケースもある。このような学校づくりに直接かかわった方に、1、2年目の混乱する中での経験や困ったこと、その前にできることは何かあるのかなど、そういったお話をぜひ聞いていただきたいと思う。

教育長

その通りである。実際に現場ではいろいろな苦労があったらと思う。桜学園をつくる時も、光が丘で小学校を8校から4校に統廃合した時も、現場では苦労されたことがあったと聞いている。その辺のところも十分聞き取りながら、参考にできるものは参考にして、新しい小中一貫教育校をつくっていくよう、ぜひお願いをしたいと思う。よろしく願います。

坂口委員

桜学園では、私も推進委員としてかかわっていたが、過程、プロセスについての問題点などを挙げた資料があるはずである。そういった経験を参考にしてほしい。

教育施策課長

事務局としても、携わった方がいろいろな議論を重ねて、いろいろな苦労や課題等もありながらそれを解決してきたと認識している。出来上がった計画を見るだけでなく、当時のことについても、経過の資料や、関係者に直接お話をうかがいながら、ノウハウなどを新校の準備の中で生かしていきたいと考えている。

高柳委員

地域の子供たちや保護者、それから地域の方々、直接的にかかわっている方々もほんとうに期待していると思う。いろいろな課題があると思うが、学校というのは地域の文化遺産だと思うので、よろしく願います。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、本日はここまでとし、この協議案件については引き続き、継続としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(2) 令和元年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次の協議案件である。協議（２）令和元年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について。この協議案件について、本日資料が提出されているため、説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

点検・評価の様式や項目の立て方など、とりあえず前年度を踏襲しているような内容であるが、何かご意見、ご質問があればお出しいただきたい。前回は、項目はいいのだが、その項目の中身、内容をどのように捉えるのか、ストレートに評価できる内容なのかということ、委員から若干意見があったかと記憶している。とりあえず前年並みで資料をつくると思うのだが、それを見ながら、また追加の資料要求や、ご質問をいただきながら、今年度も点検・評価やっていきたいと思っているので、よろしく願います。何かご意見はあるか。

伊神委員

私が去年初めて携わらせていただいた中で感じたことだが、1年間の成果と、2年、3年、4年の成果という部分では、大きく変わらと思った。教育分野や子育て分野は目まぐるしく、2、3年で変わるので、どうしても1年だけの成果でなく、複数年の成果が何となく影響し、判断してしまうところがある。1年だけでは、さほど変わった気はしないのだが、3、4年前はどうだったのかというと、全く違う。とても頑張って、教育分野や子育て分野に取り組んでいるなど判断できる。そういったときに、去年と同じ内容だと、とても迷うというか困る。頑張ってきた部分があるのに、まだまだできるだろうという評価をすることが、とても大変だった。表現として、1年間だけではなく、ここからの部分では大分変わったというようなものにするのは難しいのか。

教育長

これは、そもそも1年単位で点検・評価していくというものになる。ただ、当然、教育委員の意見の中で、この1年間はこうだけれども、3年や5年のスパンで見た場合には、かなり進展しているという意見で評価していただいても、それは構わないと思う。つくる側としては、3年前の資料をつくるというのは、なかなか厳しいことがあると思うのだが、どうだろうか。

教育総務課長

点検・評価の様式については、委員からのご意見等も踏まえ、毎年少しずつ変えてきているところである。

例えば、別紙3の裏面であるが、中段の「昨年度の点検・評価における主な意見」、そ

れから「昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性」については、前回から追加した項目である。その少し上の「主な取組」の下から2段目にある「今後の取組」は、前々年からこういった記載をしている。

今、伊神委員からあった経年の成果であるが、点検・評価の事業成果として記載可能なものについては、過去3年分を記載することによって、比較をしていただく形になっている。基本的にはその部分をご覧になっていただき、どのように成果を出してきたのかというところをご判断いただきたいと思う。足りないものについては、別途資料を要求していただければ、またご提示したいと思う。

教育長

とりあえずは、この様式で作成してもらい、伊神委員が言ったような評価が可能となるよう、追加の資料要求などを積極的にしていただければと思う。よろしく願いしたい。

伊神委員

わかった。

教育長

ほかにかいがか。

高柳委員

伊神委員の意見にもかかわることであるが、評価項目について、ここ何年間どのように変容してきたか数字的にわかるものがあれば、できるだけ出していただいほうが、我々も非常に評価しやすい。去年もそういうものは大変評価をしやすかった。数字を出すのが難しいところもあると思うが、数値化していただければ大変ありがたいので、よろしく願います。

教育長

ほかにかいがか。

坂口委員

実際に、この評価の数値や内容を見て、生かそうとする部署はどこなのか。現場の先生方なのか、それとも、教育委員会事務局の人たちなのか。これは必要があるから全国でやっているものだと思うが、一体これが役に立っているのかなと思いつつ、私は取り組んでいる。確かに、練馬区全体の教育が、この評価のたびに何か気づきがあり、少しでも役に立っているといいのだが、中身全部を把握していないのに評価しなければならず、非常に悩みの多い役割だと思って、いつも取り組んできた。

どうなのか。これが一体どういう現場で生かされているのか。

教育長

難しいことである。そもそもこの点検・評価ができたのは、この5人の教育委員会がきちんと事業評価をすべきだということが根底にあった。まず私たちが、苦労してこの点検・評価をすること自体が目的だったということも一つにはある。

それともう一つは、教育委員会がそうして点検・評価をしたものを公にすること。議会にこれを提出しているし、ホームページにも公開し、一般区民の方々に見ていただいている。教育委員会は、このように事務事業を評価しているのだということを公表している。

この2つが大きな点検・評価の意義であり、今、坂口委員が言ったように、それをどう生かすのかということは、その次の大きな課題だと思っている。

実際、各所管ではこの点検・評価のための資料づくりの過程で、自分たちの事務事業を見直すことになる。それを踏まえ、翌年度の、あるいは今年度の事業をよくしていこうという動機づけに、当然のことながらなっていると思っている。事務局を通して、学校あるいは保育園等々の現場においても、この点検・評価がよりよい事務事業の展開に役立つように使われているとは思いますが、それを実効あるものにするかどうかについては、これからの課題として、我々としても捉えていかなくてはいけないと思っている。

坂口委員

わかった。

新井委員

この評価ということについて補足する。PDCA、ご存じの方もいるかと思う。Pはplan、計画である。Dはdoで、計画に基づいて実践を行う。Cはcheck、いわゆる評価である。この評価に基づいて、A、actionである。actionとdoは大体似たようなイメージなのだが、チェックをして、そして評価をして行動する。行動して、では結果として子供はどうなったのか、変わったのか。変わっていないのであれば、それをもう1回Pに、いわゆる計画に位置づける。振り返りをしながら、評価をしながら、その評価に基づいたところのactionとなる。今、教育長が話されたように、いかにその評価に基づいたところの実践、actionが行われているのかということが、今後精査されなければいけない点なのかなと思う。点検・評価を昨年やらせていただいて、PDCAを理解して、自分なりに対応させていただいたつもりである。

教育長

先ほど課長からお話があったとおり、昨年度の点検・評価における主な意見、そして、昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、このactionの部分できるだけ載せようということで様式を変えてきたという経過もある。できるだけ評価に基づいた行動の部分、これからもこの点検・評価の中に入れ込みながら、それもあわせて皆様方に点検・評価をしてもらうという形をとっていきたいと思っている。少しずつであるが、ブラッシュアップしていきたいと思う。よろしく願います。

ほかに何かあるか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、この協議案件についても、継続としたいと思う。よろしく願います。

(1) 教育長報告

③ 区立保育園の運営業務委託について

④ 令和元年度練馬子ども議会の開催結果について

⑤ その他

i 令和2年度（2020年度）入学 練馬区立中学学校案内の配布について

ii 令和元年度練馬区立中学校生徒海外派遣の帰着について

iii 練馬区放課後児童等の広場（民間学童保育）運営事業者の募集について

iv 第38回練馬児童劇団発表会の開催について

v その他

教育長

次に教育長報告である。本日は5件報告をするが、先ほど報告の①番と②番は終わっているため、報告の③番からとなる。それでは、報告の③番について、お願いをする。

保育計画調整課長

資料に基づき説明

教育長

区立の直営の保育園のうち、令和7年度に民間委託の対象となる園の名前を公表するという説明があった。令和7年度という随分先の話なぜ今報告するのか、説明してもらえるか。

保育計画調整課長

令和7年度から11年度という、先の話のように見えるところもある。私どもが公表をこの時期にする大きな理由としては、保護者の皆様に早く知っておいてほしいというところが第一である。これから保育園に入れたいと思っている保護者、それから兄弟関係のある保護者の皆様に対する周知という意味もあり、区報やホームページで掲載したいということ。それから、10月に発行する来年4月の入園のためのご案内にも掲載したいということ。保護者の皆様に、今後この園は委託になるということを理解していただき、保育園の入園の申し込みをしていただきたい。そういう理由が一番大きなところである。

教育長

課長から説明があったが、そういった理由で今公表をするということである。何か質

問はあるか。

坂口委員

民間委託でない区立の保育園は、何園になるのか。

保育計画調整課長

現在、区立保育園は60園ある。そのうち、既に委託をしているのが20園である。令和2年度から令和6年度で10園。そして、この表の令和7年度から令和11年で、さらに10園が委託となる。令和11年度になると、委託園が40園、直営園が20園となる。

伊神委員

委託業務について高い評価を得ていると、先ほど説明されたが、それでも「委託は嫌だ」など、そういった意見は多いのか。高い評価があるのであれば、例えば1年間に2園の委託ではなく、もっと増やしてもよいのではないか。

保育計画調整課長

区政改革計画や公共施設等総合管理計画で、おおむね10年間で20園を委託するというを示して、動き出しているところである。今、委員から20園ではなくもっと委託をしないのかというお話があったが、保育需要の動向というものにもらみつつ、令和11年度までの委託計画を整えている。ただ、令和11年度、先が長い話である。そのときの状況として、保育ニーズがどうなっているのか、私どもはそのところを捉えつつ、その後の直営20園の計画を考えていかなくてはいけない。区政改革計画や公共施設等総合管理計画では、おおむね10年間で、まずは20園を委託し、その後は将来的な保育需要を考えて検討していく必要があるだろうということで計画を立てたところである。

伊神委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。
それでは、報告の④番について説明をお願いします。

青少年課長

資料に基づき説明

教育長

毎年恒例の子ども議会が、今回も無事に終わったという報告であった。何かご質問、ご意見はあるか。

伊神委員

「健康アプリの利用を推進するための取組について」というテーマについて、教えていただきたい。スマホで「健康アプリ」と検索すれば、ヘルスケア、ダイエット、いびき、体力づくり、睡眠などのワードが出てくるが、ここで中学生がテーマとしてあげているものは、どういう内容だったのか。

青少年課長

区の健康部で、健康アプリを導入したところ、若い方が使われていないという課題があった。若い世代が、健康にあまり関心がないということもあるのかもしれないが、ぜひ若い方、先生方にも使っていただきたいということで、中学生の意見を頂戴し、テーマとしたところである。

伊神委員

わかった。

坂口委員

学習会の中に、選挙制度がある。中学生というと、すぐに選挙権をもらう年齢となるので、選挙に責任を持つという意味でも、選挙制度を取り上げたことは非常によかったと思う。

教育長

選挙制度は、子ども議会の大事な部分である。子ども議会と銘打っている以上、子供たちは議員であり、その中で議会制度、あるいは選挙制度を学んでもらうというのは、子ども議会の主眼の1つである。

青少年課長

今回、7月6日の学習会で選挙制度をやったが、実はその前に参議院選挙があった。選挙管理委員会の方から、実際に投票箱を持ってきていただき、投票の仕組みや選挙制度についての説明もしていただいた。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、その他で口頭報告が4件あるので、順番に説明をお願いします。

学務課長

令和2年度入学の学校案内について、ご説明する。お手元の冊子をご覧いただきたい。区では平成17年度から学校選択制度を導入している。来年4月の入学に向け、保護者の皆様、また児童の皆様が学校を選ぶために、いろいろな情報が必要となる。そうしたことから、例年のことであるが、各学校の概要や特徴をまとめた冊子を発行している。

9月2日から、区立小学校の場合には各学校を通じて、国立・都立・私立等の小学校に通っているお子さんにはご自宅に郵送する形で、案内を配布していきたいと考えている。

教育長

令和2年度の学校案内ができたということで、説明があった。何かあるか、よろしいか。

それでは、次の報告をお願いします。

教育指導課長

令和元年度練馬区立中学校生徒海外派遣の帰着について、ご報告する。今年度31回目の海外派遣であったが、訪問団は7月21日から8日間、オーストラリアのイプスウィッチ市へ行ってきた。ホームステイをしたり、現地の学校に通ったりして大変有意義な時間を過ごし、66名全員が無事に帰国することができた。なお、本日、23日の午後であるが、解団式がある。この解団式をもって、派遣団は解散となる。

教育長

海外派遣から無事に帰ってきたということである。何かあるか、よろしいか。

それでは、次の報告をお願いします。

子育て支援課長

練馬区放課後児童等の広場（民間学童保育）運営事業者の募集について、ご報告する。第2次みどりの風吹くまちビジョンに基づき、長時間保育の実施、駅前での開設など、多様な区民ニーズに応えるとともに、今後のねりっこクラブの担い手の育成のために、新たに民間学童保育の運営事業者を募集する。こちらは、いわゆる民設の学童クラブということになる。9月11日号の区報および区のホームページで周知する。事業者が決定したら、また改めてご報告させていただきます。

教育長

民間学童保育の事業者の募集を始めるということである。よろしいか。

それでは、次の報告をお願いします。

青少年課長

お手元のチラシをご覧いただきたい。練馬児童劇団発表会「サーカス物語」のチラシになる。今回は9月23日祝日に実施する。場所は文化センター小ホール、昼の部が14時から、夜の部は18時からとなる。入場は無料である。要申し込みということで裏面に詳細が書いてあるが、8月11日号の区報で現在募集をしているところである。内容については裏面をご参照いただければと思う。

教育長

よろしいか。

その他の報告は何かあるか。

事務局

特段ない。

教育長

委員の皆様から何かあるか。よろしいか。

それでは、以上で第16回教育委員会定例会を終了する。